

[事案 26-181] 契約無効請求

・平成 27 年 10 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

募集の際、募集人と面談しておらず、配偶者が説明を受けた契約内容が異なっていたことを理由に、契約を無効とし既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 7 月に契約した個人年金保険について、以下の事情があるので、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集の際、契約者である自分は、募集人と面談や電話で話したことはない。
- (2)説明を受けた配偶者も契約内容を誤認しており、年金開始日以降、毎年 85 万円を 10 年間受領できる、または 850 万円を一括して受領できると考えていたが、実際には、前厚型個人年金保険であり、第 1 回から第 5 回までは毎年 85 万円を受領できるが、第 6 回以降は年金額が半減するものであり、理解していた契約内容と異なっていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約内容については、契約時に渡しているパンフレット、設計書に単純でわかり易い仕組み図を記載している。
- (2)配偶者が誤った説明を受けたと主張しているが、設計書には一時金での受取額が明記されており、口頭での説明がなかった場合でも十分契約内容の理解が可能であった。
- (3)申立人は、配偶者経由で説明を受け、重要事項の説明書、ご契約のしおり等は受領しており、本契約は申立人の加入意思のもと、自署押印のうえ成立したものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容等に不適切な点があったかどうかなど募集時の状況を把握するため、申立人、申立人配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)本件募集行為には契約者の無面接募集という不適切な手続が存在する。
- (2)募集人は、遠隔地での代理面談も利用せず、配偶者の実家で面談した旨の虚偽の報告を保険会社に行っていた。